

令和 6年 6月 1日

地域密着型通所介護(デイサービス)利用単位(料金)表

地域密着型通所介護 芳徳の郷 ほなみ

下記利用料金は1日当りの事業者設定金額です。

1 単位(利用料金)

(単位:日)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
地域密着型通所介護費 ①	753単位 (¥7,530)	890単位 (¥8,900)	1032単位 (¥10,320)	1172単位 (¥11,720)	1312単位 (¥13,120)
入浴介助加算(I)		40単位 (¥400)			
サービス提供体制強化加算(I)		22単位 (¥220)			
合計単位 (合計金額) ②	815単位 (¥8,150)	952単位 (¥9,520)	1094単位 (¥10,940)	1234単位 (¥12,340)	1374単位 (¥13,740)
介護保険より給付される金額(①の9割) ③	(¥7,335)	(¥8,568)	(¥9,846)	(¥11,106)	(¥12,366)
サービス利用に係わる自己負担額(1割) (② - ③) ④	¥815	¥952	¥1,094	¥1,234	¥1,374
食費 ⑤	¥680 昼食(おやつ代含)				
自己負担合計額(④ + ⑤) 1割	¥1,495	¥1,632	¥1,774	¥1,914	¥2,054
2割	¥2,310	¥2,584	¥2,868	¥3,148	¥3,428
3割	¥3,125	¥3,536	¥3,962	¥4,382	¥4,802

介護職員等処遇改善加算(I) 注1	④×0.092	④のサービス利用に係る自己負担額に9.2%を乗じた額 ※「2 その他の加算単位」に定める各種加算が必要な場合は、その額を含む
地域加算 注1	④×0.045	地域差を反映させる為に、基本「1単位=10円」に対して地域区分・サービス種類ごとに割増【小田原市(5級地)1単位=10.45円】にて計算
サービス提供体制強化加算(I)	I 22単位 II 18単位 III 6単位	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。
科学的介護推進体制加算	40単位(月額) (¥400)	介護現場向けのデータベース「LIFE」の活用促進を目的に新設された加算です。
ADL維持等加算	I 30単位 II 60単位 (月額)	ADL維持等加算とは利用者の日常生活動作(ADL)を維持、向上する体制を整えた上で、実際に改善が見られた事業所が算定できる加算です。

3%加算	①×0.03	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応加算
------	--------	--

2 その他の加算単位(料金)該当者は【1 単位(利用料金)】の他に1割の金額が必要となる場合があります。 (単位: 日)

若年性認知症入所者受入加算	60単位	初老期(65歳未満)における認知症によって要介護者となったご利用者に対し指定居宅介護サービスを行った場合
	(¥600)	

3 介護保険の対象とならないサービス費

内 容	費 用	適 用
行事(クラブ活動・レクリエーション参加者の費用)	実費	ご利用者及び御家族の希望による
理美容		
通常の事業実施地域外の送迎にかかる交通費		オムツ等を提供した場合のみ(持参の場合は無料)
オムツ、尿取りパット等の代金		

注1 「1 単位(利用料金)」の合計に対し毎月算定されますが、加算の状況により金額は変動いたします。

注2 送迎については「通常の実施地域」を越える範囲の送迎に要する費用として片道5km未満100円、片道5km以上は200円を頂きます。送迎を実施しない場合(自ら通う場合、家族が送迎を行う当の場合)は
▲47単位／片道です。

※通常の実施地域とは「小田原市」となります。

注3 1単位(利用料金)③については、自己負担額が1割の金額です。2割負担はこの額の2倍となります。

4 ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の介護保険金額を一旦全額お支払いいただき、要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される償還払いとなります。

5 介護保険の改正等に伴い給付額に変更があった場合には、利用料も変更となります。

6 利用料金のお支払方法

毎月20日頃までに請求書を送付し、原則として毎月27日に口座から引き落としとなります。

ただし、引落し日が土曜、日曜の場合はその翌月曜日となります。

7 キャンセル料について

原則としてご利用当日の9時30分以後にキャンセルした場合は、食費(オヤツ代含む)、費用のあるレクレーション料金のご利用予定の100%実費相当額をお支払いいただきます。

介護報酬改定により令和 6年4月 1日より実施となります。